

令和7年2月25日

オークション参加者 各位



「JU 富山オークション規約」の一部改定について

拝啓 時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別紙のとおり「JU 富山オークション規約」の一部改定を行います。

また、下記により JU 富山のホームページ上に改定後の規約を公開しておりますので、内容をよくご確認下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

改 定 日 令和7年3月1日

適用AA 令和7年3月6日開催 第1747回AAより

※規約全文はJU富山ホームページ(<https://ju-toyama.com>)に掲載しております。

会員専用ページよりログインしてご確認ください。

また、紙面での規約本文が必要な方は事務局までご連絡下さい。

(ペーパーレス化推進の為、紙面での送付は希望される方のみとさせていただきます。ご了承下さい。)



上記 QR コードからも規約全文を確認することができます

○ホームページの会員 ID、パスワードがご不明な方、規約に関するご質問などございましたら
JU 富山事務局までお問い合わせ下さい。

JU 富山事務局 TEL 076-434-0040

以上

JU富山 オートオークション規約改定について

【新旧対照表】

No.	箇所	改定前(～R7.2.27 1746AA)	改定後(R7.3.6 1747AA～)
		条文	条文
1	P4-4 第4章 車輛出品/ 搬入・搬出 第41条	第41条(落札車両・流札車両の搬出)	<追加> 第41条(落札車両・流札車両の搬出) ※出品コーナーの特性により、別途期限を定める場合がある。
2	P4-4 第4章 車輛出品/ 搬入・搬出 第42条	第42条(搬出期限及び再出品)	<追加> 第42条(搬出期限及び再出品) ※出品コーナーの特性により、別途期限を定める場合がある。
3	P8-1 第8章 書類規定 第64条	第64条(書類の決済) 出品店は、成約車輛の移転登録書類・抹消登録証明書をオークション開催日より11日以内(最終日の午後5時まで)にJU富山へ提出しなければならない。	<変更> 第64条(書類の決済) 出品店は、成約車輛の移転登録書類・抹消登録証明書をオークション開催日より9日以内(最終日の午後5時まで)にJU富山へ提出しなければならない。
4	P10-2 第10章 クレーム 規定 第90条	第90条(クレーム申立期間)	<追加> 第90条(クレーム申立期間) ※出品コーナーの特性により、別途期限を定める場合がある。

5	別表 5	【別表 V】コーナー特性(クレームに関する事項)	＜追加＞ 【別表 V】コーナー特性(クレームに関する事項) 7. 店頭展示車コーナー ・クレームについて クレーム対象コーナー。 クレーム申告期限:AA 開催日より 7 日間(翌週水曜日)17:00 まで。 クレーム申告延長:AA 開催日より最大 12 日間(翌々週月曜日)17:00 まで。 ・搬出について 搬出期限:AA 開催日より 9 日以内(翌週金曜日)17:00 まで。 ※搬出は AA 開催日翌々日(土曜日)9:00 以降より可能。 ・搬入について 走行距離の増加は 50km までとする。 50km を超えた場合、 超過 10km 以内 ペナルティ 10,000 円 超過 10km～20km ペナルティ 20,000 円 超過 20km～50km ペナルティ 50,000 円 超過 50km 以上「走行距離超過」のクレーム対象とする。 搬入期限遅れペナルティ:1日 5,000 円/台 ※搬入期限が遅れた場合、その日数分クレーム申告期限が延長されます。 二重売り等のペナルティ:AA 規約に準ずる。
---	------	--------------------------	--